

平成27年有田市議会12月定例会

議事日程（第2号）

平成27年12月4日 午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程 1 | 議案第52号 | 有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第53号 | 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第54号 | 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第55号 | 有田市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 5 | 議案第56号 | 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 |
| 日程 6 | 議案第57号 | 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 |
| 日程 7 | 議案第58号 | 有田市ふるさと応援基金条例 |
| 日程 8 | 議案第60号 | 平成27年度有田市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程 9 | 議案第61号 | 平成27年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程 10 | 議案第62号 | 平成27年度有田市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程 11 | 議案第63号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程 12 | 請願第1号 | 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願 |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程 1 | 議案第52号 | 有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例から |
| 日程 12 | 請願第1号 | 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願までの質疑 |

出席議員 15名

1番	一ノ瀬	敦子	2番	池田	敦城
3番	上山	寿示	4番	岡田	行弘
5番	玉木	久登	6番	児嶋	清秋
7番	万賀	幸雄	8番	中谷	桂三
9番	辻本	意典	10番	堀川	明
11番	生駒	三雄	12番	宇野	博治
13番	福永	広次	14番	西口	正助
15番	浜口	元司			

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	成川満
教育長	田中政彦	経営管理部長	辻川和希
経営管理部理事	嶋田博之	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	嶋田勇嗣	経済建設部長	林慶造
経済建設部参事	貴志浩年	水道事務所長	河野孝司
教育次長	谷輪吉伸	消防長	山本崇
病院事務長	田代利彦	経営企画課長	大松満至
防災安全課長	御前一晃	総務課長	宮崎三穂子
市民課長	大谷せつ子	生活環境課長	嶋田実明
福祉課長	馬倉三喜	健康課長	山崎希恵
高齢介護課長	岩田吉広	産業振興課長	松村尚彦
有田みかん課長	北口敦夫	工務課長	城紀夫
教育総務課長	伊藤正人	生涯学習課長	田中聡
消防本部次長	田邊隆義	医務課長	神保佳紀

議会事務局職員

局長	境正吉	次長	森川直子
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（福永広次君） ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

日程1、議案第52号、有田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例から、日程12、請願第1号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願までの議案11件、請願1件を一括議題とし、これより議案質疑を行います。

議案質疑の発言通告は、ありませんので、会議規則第52条の規定により議事をすすめさせていただきます。

日程1、議案第52号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程2、議案第53号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程3、議案第54号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程4、議案第55号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程5、議案第56号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

7番万賀幸雄君。

〔7番 万賀幸雄君 登壇〕

○7番（万賀幸雄君） ちょっと参考程度に聞きたいんですけども、この条例の任期付職員の採用ということなんですけど、例えば、どういう方というお考えがあるなら、ちょっとそこのところだけ教えていただきたいんですが。

○議長（福永広次君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎三穂子君） お答えします。

例えば、弁護士の方や、これから行われようとしています地方創生に関する分野を専門としている方、それから、電子自治体の推進のためのITの専門の方などを想定しております。

○議長（福永広次君） 7番万賀幸雄君。

〔7番 万賀幸雄君 登壇〕

○7番（万賀幸雄君） 今、弁護士とか、それから、ITの方と、もう一人は地方創生の

方ということですか。その方は、こないだの説明では3年から5年、最大5年ということですか。そのほかの職種は考えられてない。この3つぐらいですか。まだ、やっぱりいろいろあるんですか。その3つぐらいの職種の方ですかね。

○議長（福永広次君） 辻川部長。

○経営管理部長（辻川和希君） お答えいたします。

今総務課長から答弁させていただいたのが、典型的な例ということでお示しをさせていただきました。具体的に特定の誰か、こういった職種でという今のところあるわけではないんですけれども、特に強く思っていますのが、今、有田市のまち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定をいたしまして、その実行というか、具体的に取り組みに移っていくのが来年以降ということになってございますが……

〔7番「ちょっと済みません。もうちょっとわかりやすいように言ってもらえますか。ごめんなさいね。もう1回ちょっともう一度済みません」と呼ぶ〕

○経営管理部長（辻川和希君） この10月に有田市のまち・ひと・しごと創生総合戦略というものを策定をいたしまして、その取り組みを具体的に実行していくというのが来年度以降ということになってございます。

そういった中で国のほうからも通知等で示されているんですけれども、民間人材を活用するという場合には、この任期付の職員について条例を整備して、この制度の中で受け入れるのが望ましいというのが示されているところでございます。

具体的に、今後何か具体的なプロジェクト等があれば、随時公募なりをかけて募集していくというための準備ということで今回上程させていただいたという趣旨でございます。

以上です。

○議長（福永広次君） 7番万賀幸雄君。

〔7番 万賀幸雄君 登壇〕

○7番（万賀幸雄君） 職員では、やり切れんというか、そういう専門のそういう人をその期限付で雇うということ。今、現在弁護士なんかも市の弁護士でありますよね。だから、弁護士だけじゃなくて、ほかのこともあるからこの条例をやるということ。弁護士やったら、今有田市中でするいろんな問題があったときには、うちの弁護士であるじゃないですか。そこらは、今までのあるやり方と違うやり方になるのか。それとも今の状態でいくのか。そこらのところ、3年から5年で区切ってるんでね。弁護士さんの場合やったら、今まで私らやったらどのぐらいでかわってるのかわかりませんが、3年とか5年でかわるものじゃないと思うてますので、そこらのところはどうですかね。ちょっと御説明願います。

○議長（福永広次君） 辻川部長。

○経営管理部長（辻川和希君） お答えいたします。

御指摘のとおり弁護士につきましては、今顧問契約といいますか、常時相談できる弁護士の先生というのを委託をしてそういう状態をつくっているというところまでございまして、市で何かその法律上のトラブルといいますか、何かお伺いしたいことがあれば、随時お知恵を貸していただいているという状況でございます。

今、特にこの任期付で、もし、今特に弁護士の方を雇うという想定を具体的にしているということはないんですけれども、もしあるとすると、例えば、何か訴訟案件、市が訴え

られたというような場合があった場合には、長期にわたる可能性大いにございますので、そういったときにはこの制度を活用して、もう専属で対応してもらおう弁護士さんというのを中に置くということはないかなというふうに考えてございます。

ただ今のところは、今の顧問契約というのがまずありきでというのは考えてございますので、それを切りかえるというところまでは考えていないところでございます。

○議長（福永広次君） 7番万賀幸雄君。

〔7番 万賀幸雄君 登壇〕

○7番（万賀幸雄君） IT関係なんかは、やっぱり職員の中でそういう、それにたけた人というんですか。もし雇うとしたらそういう人を雇わなければいけないのか。職員の中でそういうことで秀でた人がおられれば、その人でやれるとか、そういうことは考えてはない。これはあくまで条例でこれ制定した上で、その時々に必要な方を期限つけて雇って仕事をしてもらうということでしょうけれども、できるならば、職員の中でもそういうITなんかでもそういうふうにとけた人もおられるんじゃないかと思ってちょっとお聞きしたいんですが、そういう点はどうですか。

○議長（福永広次君） 辻川部長。

○経営管理部長（辻川和希君） お答えいたします。

そのIT系のシステムエンジニアと呼ばれる職種なんですけれども、なかなか市役所の中で常時そういったシステム、情報構築といった仕事に携わる部署というのがないという状況に今の役所の職務ではそういう状況にございます。そういった中で、その情報分野に強い職員を育てようとする、どうしても前職で非常に能力を持っているとか、そういうこれまでの経歴にどうしても頼らざるを得ないというところはございます。

常時そういった職員を確保できていればいいんですけれども、なかなか通常の業務でない中で、ただ今回のマイナンバーでもそうなんですけど、突発的にシステムの改修が必要になるということがどうしてもございます。

そういった中で、今後、マイナンバーの活用の拡大等も予想される中で、市で独自に例えばシステムの改修をといた中で、そのときに必要な能力を持った人材がなかなかいるとも限りませんので、そういうときには活用できる条例になるのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（福永広次君） 7番万賀幸雄君。

〔7番 万賀幸雄君 登壇〕

○7番（万賀幸雄君） 今回のいろんな条例でもマイナンバーに関することが多いと思います。

私はこういうITとか、そういう関係私も疎いので何とも言えませんが、やっぱりそういうふうになると、そういう方も必要になってくるというお話だったろうと思いますけれども、職員さんの中でもそういうことにたけた人もおられるんで、やっぱりマイナンバーなんかやるときには、やっぱりそういう人もできるだけ各部署でやらんなんこともあろうかと思っておりますけれども、そういうときにやっぱり必ずこういう人を雇ってせな、マイナンバーのこういう制度が入ってきたときになかなかできんのですかね。今、辻

川部長おっしゃったように、できないのかどうか。やっぱりこれはもう必要になってるのか。そこのところだけちょっと最後に、できるのかできないのかだけちょっと。職員では、できないのか、そういう人を雇わないとできないのか、そこのところだけちょっとお願いしときます。

○議長（福永広次君） 望月市長。

○市長（望月良男君） 現在は、予定はございません。今のマイナンバーでありましたり、今の現況のところ、有田市が特にS Eを公募して任期付で雇っていこうという計画はございません。ただ、この条例整備によって、今後大きなシステムの改正であったり、有田市も独自にいろんな課題が出てきたときにはそういったS Eを任期付で専門家を雇い入れて、しっかり対応していくということも想定できるということとして、できるかできないかで言いますと、今はもう十分できていますので、引き続きやっていきたいと思っています。

〔7番「了解です」と呼ぶ〕

○議長（福永広次君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程6、議案第57号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程7、議案第58号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程8、議案第60号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

15番浜口元司君。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） 前段の58号でもお聞きできたんですが、あえてわかりやすいので、この補正予算のところでお聞きさせていただきます。

この6ページのほうにふるさと応援寄付金ということで、喜ばしいことやけど、有田市に相当額の寄付金があると聞き及んでおります。私も勉強不足やったもので、ふるさと応援寄付金というのは、有田市から県外または国外に出ている人から自分のふるさとに寄付するのよと、そういうものであったように解釈しておったんですが、有田市民の方でちょいちょいと寄付したよと。どこよと言うたら、山陰地方であったり、また、名古屋地方であったりするのやけど、あんたふるさと山陰かいと言ったら、いやいや有田市やよと言うんやけど、ちょっとこの際聞いておきたいんやけど、有田市が出身ではない他府県の人が有田市に寄付してくれると。逆に、有田市の人が、例えば、山陰地方であったり、また北陸であったり、またまた愛知地方であったりという人というのは逆輸出というのはどれぐ

らいあるのかな。

というのが、考えたら、よその人が有田市へ1億数千万の寄付してくれたよと。ああええよと、こう思うんよ。逆にまた有田市の人が、よそへやった場合、マイナスイメージになると思うんよね。税からいけば、そういうことでしょう。そうじゃないかな。そういうカウントというのは、どれぐらいになっているのかというところが私聞きたいんよ。

入ってくることばかり考えて、いやこれは送ってきてもろうたら、何かまたいわゆる有田特産みかんとかなんか送ってやらにゃいかん。

また、有田市民の人が、よその他府県に出すと。そしたら、うちの税が落ちるわけよね。その点、どうですか。

○議長（福永広次君） 宮崎総務課長。

○総務課長（宮崎三穂子君） お答えします。

平成26年度の納税の金額なんですけれども、他市へふるさと納税として納税されている方は58名で290万円でございます。

〔15番「幾ら」と呼ぶ〕

○総務課長（宮崎三穂子君） 290万円で、26年度のふるさと納税、有田市へ納税されている方は、そのころは有田市へ693万4,000円を寄付していただいております。他府県へ申告しているのは、まだ調査をできておりません。

以上です。

○議長（福永広次君） 15番浜口元司君。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） うちの場合は、他府県から寄付してくれる人が多いと思うんよ。これはまあブランドのみかんがあり、いろいろするんで。

また、逆に、有田市の人がよそへやるということであるので、一概に有田市にふるさと応援寄付金が来たから、それが真水ではないということを入るとかね。こちらから外へ出ていくのもあんのやから。今言うたように、平成26年で六百何十万の寄付があったと。逆に290万ですか、外へ出たと。これは差し引きあるわけやね。

それで、寄付してくれた人に対してどれぐらいの金額になるのか、3分の1か半分ぐらいの金額に対する寄付に対して何か送るんでしょう。それが送った差額と、また、別に有田市から外に寄付した人の税というのが有田市減るのやからね。その点もよく認識しておいていただきたいと。

私も勘違いしてまして、ふるさと寄付金ちゅうのは、有田市から外へ出た人が有田市のふるさとに寄付するもんだと、こういうように近々解釈してあったんやけども、どこのまちでもこれ寄付できるんよ。そうなりますと、また、有田市の人が外へ寄付すると。そしたら、有田市の税が下がってくると。市長、そういうことならへん。説明してくれよ。そういうことやろう。いやいや聞いておくよ。

○議長（福永広次君） 望月市長。

○市長（望月良男君） おっしゃられるとおりでして、平成19年に設立されたそもそもの考え方というのは、今、先生おっしゃられたとおりで、ふるさとを愛する方々がふるさとに思いをはせて寄付していこう。ふるさとの発展を願う、そんな機運を醸成していくという

のが、これが目的だったと思います。

しかしながら、現在は、どちらかと言うと、お取り寄せ、地域の産品があるところが潤ったりとか、そういったことが加熱ぎみになっていることに対する総務省のちょっと懸念でありますとか、そういったことがあります。

その中には、今おっしゃられたように、要は住民税が、地方同士のタコの足の食い合いみたいなことで、当然、有田市も東京、大阪、首都圏、神奈川、そういったところで歳入の半分以上を占めているような、そういった状況でして、何もしなければ、逆に余計にそういうふうに出ていくばかりになってしまいますので、有田市の場合は、有田市の特産品に限った。地域の特産品がPRできてリピーターがふえて、地域の産業の活性化になりつつふるさと納税をいただいて、それを指定された教育であったり、産業振興に充てていくという、そこの趣旨を余り超えない範囲内で、しっかりPRしてやっていこうという趣旨で今のところやっています。

以上です。

○議長（福永広次君） 15番浜口元司君。

〔15番 浜口元司君 登壇〕

○15番（浜口元司君） いつも有田市の応援寄付金がふえることを私は望んでいます。また、逆にそういう知識も入れておかないと。寄付してくれた額が全部有田市に実りになってるんやという解釈ではなしに、こちらからも、いわゆる県外に出る分があるんだということの認識をお聞きいただだけでございます。

以上です。

○議長（福永広次君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程9、議案第61号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程10、議案第62号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程11、議案第63号について、念のため質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

次に、日程12、請願第1号につきましては、質疑の通告はありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福永広次君） 御質疑なしと認めます。

以上をもって、各案件に対する質疑を終結いたします。

次に、今期定例会に提案されております案件のうち議案第63号の人事案件については、先例に従って委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

次に、今期定例会に提案されております案件のうち、議案第63号の人事案件を除く議案10件、請願1件の委員会付託は、お手元へ配付いたしております議案付託表及び請願文書表のとおりでありますので、よろしく御審査のほどお願いいたします。

次に、各委員会の開会日時が決定いたしておりますので、事務局長に報告させます。

○**議会事務局長（境 正吉君）** 報告いたします。

総務建設委員会 12月11日午前10時 全員協議会室

文教厚生委員会 12月11日午前10時 第3委員会室

予算決算委員会 12月14日午前10時 全員協議会室

以上でございます。

○**議長（福永広次君）** 報告は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

明5日から17日までの13日間は、議事の都合により休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（福永広次君）** 御異議なしと認めます。よって、明5日から17日までの13日間は休会とすることに決しました。

次会は、来る12月18日午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会

